患者さん･ご家族のみなさんへ

病状説明等の平日時間内実施のお願い

現在、医師をはじめとした医療従事者の長時間労働が社会問題となっており、厚生労働省より、すべての医療機関に対して、労働時間短縮に向けた緊急的な取り組みが求められております。

医師をはじめとする医療従事者の負担軽減と労働時間短縮に向けた取り組みの一つとして、

医師等による病状、手術･処置等の説明時間

原則　平日の勤務時間内　8:45～17:15

に対応させていただきます。

※　上記以外の時間に説明を求められた場合、お断りすることがございます。

※　診療上、緊急を要すると医師が判断した場合には、この限りではありません。

皆さんのご理解とご協力の程、よろしくお願いいたします。

大阪市立総合医療センター　病院長